



国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

海上技術安全研究所 国際会議報告



会 議：国際海事機関（IMO）第 97 回海上安全委員会（MSC 97）

開催場所：国際海事機関（IMO）、英国、ロンドン

会議期間：2016 年 11 月 21 日～25 日

参加国：国および地域：114、政府間機構：7、国際機関：41

海技研からの出席者：

太田 進：国際連携センター長

有馬 俊朗：構造安全評価系長

概要：海上安全委員会は、船舶の安全に係る各種事項について審議し、

- 旅客船の損傷時復原性に係る SOLAS 条約第 II-1 章の改正案については、今次会合における採択を見送り、次回会合において再度審議することに合意した。
- 極海を航行する船舶の乗組員の要件及び旅客船の乗組員に対する安全訓練要件に係る STCW 条約及び STCW コードの改正案を採択・承認した。
- 揚錨作業船、曳航作業船及び吊り上げ作業船（クレーン船等）に係る 2008 年の非損傷時復原性コードの改正案を採択した。
- GBS 適合検証ガイドラインの導入部及び Part A の前半部分並びに当該ガイドライン採択用の決議案を作成した。

主な貢献

太田は、船舶設備（SSE）小委員会の議長として同小委員会の報告（議題 8）の審議に参画するとともに、義務要件の検討及び採択（議題 3）の審議を担当し、この議題に係る起草部会（Drafting Group）にも参画し、各種規則の改正案の策定に貢献した。また、貨物運送（CCC）小委員会の報告（議題 10）等を担当し、各種文書の作成に貢献した。

有馬は、ゴールベース新船体構造基準（GBS）（議題 5）の審議を担当し、この議題に係る作業部会（Working Group）にも参画して、GBS 監査の目的及び非義務的ガイドラインの持つ柔軟性等の明確化に関する日本提案の理解を促すとともに、他国の提案に関しては、同じ意見の国及び NGO 等と連携して、概ね日本意見が反映されたガイドライン改正案の作成に貢献した。



海上技術安全研究所からの出席者



主な審議結果

当所職員が担当した議題の主な審議結果は以下の通りである。他の事項及び審議結果の詳細については、他機関の報告を参照願いたい。

1 義務要件の検討及び採択（議題 3）

1.1 損傷時復原性基準

委員会は、旅客船の要求区画指数 R の基準案について意見が分かれたことに鑑み、旅客船の損傷時復原性に係る国際海上人命安全（SOLAS）条約第 II-1 章の改正については、今次会合における採択を見送り、次回会合において再度審議することに合意した。この決定を受けて、旅客船における浸水時の対応に関する操練（Damage control drills）に係る SOLAS 条約第 III 章の改正も、今次会合では採択しないこととなった。

1.2 今次会合において採択された義務要件等

1.2.1 SOLAS 条約

委員会は、以下の SOLAS 条約改正案を採択した。発効は 2020 年 1 月 1 日の予定。

- (1) 騒音防止に係る要件の適用の明確化のための SOLAS 条約第 II-1 章第 3-12 規則の改正案
- (2) 現存船を含め固定式水系局所消火装置により保護されたボイラーに対しては 135 リットル泡消火器の備え付けを免除するための SOLAS 条約第 II-2 章第 10 規則第 5.1.2 項等の改正案
- (3) 2011 年の強化された検査計画に関する国際コード（2011 ESP コード）を適用しない船舶についても検査の間隔を 2011 ESP コードに調和させることを認めるための SOLAS 条約第 XI-1 章新 2-1 規則の追加に係る改正案

1.2.2 国際火災安全設備（FSS）コード

委員会は、旅客船における階段幅の算定及び避難解析の際の条件となる人員の初期配置の明確化に係る FSS コード第 13 章の改正案を採択した。発効は 2020 年 1 月 1 日の予定。

1.2.3 国際ガスキャリア（IGC）コード

委員会は、ガスキャリアの操舵室の窓は A0（エーゼロ）級とするとの要件を削除するための IGC コード第 3 章の修正に係る改正案を採択した。発効は 2020 年 1 月 1 日の予定。併せて、この修正に係る改正案を周知するための MSC サーキュラーを承認した。

1.2.4 2011 ESP コード

委員会は、板厚計測を含む詳細検査を実施する船体構造の範囲を明確化するための 2011 ESP コードの改正案を採択した。発効は 2018 年 7 月 1 日の予定。

1.2.5 2008 非損傷時復原性（IS）コード

委員会は、揚錨作業船、曳航作業船及び吊り上げ作業船（クレーン船等）に係る要件をとりいれるための 2008 IS コードの改正案を採択した。発効は 2020 年 1 月 1 日の予定。



1.2.6 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW 条約）及び STCW コード

委員会は、極海を航行する船舶の乗組員の要件及び旅客船の乗組員に対する安全訓練要件に係る STCW 条約及び STCW コードの改正案を採択・承認した。発効は 2018 年 7 月 1 日の予定。

2 ゴールベース新船体構造基準（GBS）

前回、MSC 96 に於いて、SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則及びゴールベース新船体構造基準（GBS）に適合する構造規則として、IACS（国際船級協会連合）メンバーの「ばら積貨物船及び油タンカー用規則他一式」が認められた。GBS への初回適合確認は GBS 適合検証ガイドライン（決議 MSC.296(87)）に従って実施されており、MSC 97 では監査チームの経験を踏まえた勧告等に基づき、当該ガイドラインの改正案を審議した。

具体的には、日本、IMO 事務局、IACS、スペイン及びアルゼンチン（共同提案）及び中国から改正提案があり、委員会は GBS に係る作業部会を設置して、ガイドラインの主に前半部分（導入部及び Part A）の改正案を審議した。例えば、日本からの監査の目的を明記すべきとの提案等に基づき、適合及び非適合は Tier I（目的）と Tier II（機能要件）に適合しているか否かである旨を審議し、委員会はそれらの定義に反映させることに合意した。なお、Part A の未審議部分及び Part B については、次回 MSC 98 にて審議する予定である。

さらに委員会は、今後の GBS 導入に係る作業計画及びスケジュールを審議し、2018 年 11 月開催予定の MSC 100 にて改正案の採択を目指すことに合意した。なお、改正ガイドラインの適用開始は 1 年後とすることに合意した。

3 船舶設備（SSE）小委員会の報告

委員会は、第 3 回会合（SSE 3：2016 年 3 月）の報告のうち、緊急事項ではないため前回会合（MSC 96）では審議しなかった事項について、以下の通り審議した。

3.1 代替設計設備ガイドライン（MSC/Circ.1002）

委員会は、人命安全に係るクライテリアを取り入れるための、火災安全に係る代替設計設備ガイドライン（MSC/Circ.1002）の改正を承認した。

3.2 旅客船の窓の防火基準

委員会は、旅客定員 36 人以下の旅客船の窓の防火基準を明確化するための SOLAS 条約第 II-2 章第 9 規則の改正案を承認した。

3.3 水素または圧縮天然ガスを燃料とする自動車を積載する区画の要件

委員会は、水素または圧縮天然ガスを燃料とする自動車を積載する区画の要件である SOLAS 条約第 II-2 章第 20-1 規則の適用を明確化するため、「自動車船」の定義に係る SOLAS 条約改正案を承認するとともに、現行規則の統一解釈を承認した。

3.4 高速船への救助艇の搭載

委員会は、高速船への救助艇の搭載に係る免除範囲を明確にするための 1994 年の高速船コード（1994 HSC コード）及び 2000 年の高速船コード（2000 HSC コード）の改正案を承認した。



3.5 極海航行船舶の救命・防火設備基準

委員会は、極海を航行する船舶用の救命設備及び火災安全設備基準の必要性を考慮し、委員会の作業計画にある「新極海コードに関連する作業（Consequential work related to the new Polar Code）」を SSE 小委員会の作業計画に含めた。さらに委員会は、通信設備についても審議し、この作業項目を航行安全・無線通信・捜索救助（NCSR）小委員会の作業計画にも含めた。

4 貨物運送（CCC）小委員会の報告

委員会は、第 3 回会合（CCC 3：2016 年 9 月）の報告のうち、緊急事項として今次会合（MSC 97）に報告された事項について、以下の通り審議した。

4.1 液化水素運搬船の安全要件に係る暫定勧告

委員会は、液化水素運搬船の安全要件に係る暫定勧告を採択した。

4.2 国際海上固体ばら積み貨物（IMSBC）コード

委員会は、荷送人の義務（運送許容水分値の決定等）の明確化、及び、MARPOL 条約附属書 V による海洋環境有害物質に係る固体ばら積み貨物の判定・申告の義務化に伴う、IMSBC コードの改正案を承認した。

4.3 自動車の運送に係る要件の明確化

委員会は、危険物積載用の区画で国際海上危険物規程（IMDG コード）に従って自動車を運送する際、ro-ro 区域及び車両積載区域に係る第 II-2 章第 20 規則を適用しないことを明確にするための SOLAS 条約改正案を承認した。

5 新規作業計画

委員会は、以下の新規作業計画を承認した。

- 旅客船の ro-ro 区域及び特殊分類区域における防火対策に係る SOLAS 条約第 II-2 章及び関係コードの見直し（SSE 小委員会）
- 生存艇の換気に関する新要件の策定（SSE 小委員会）
- 主管庁の代行機関（recognized organizations）の承認に係る覚え書きモデルの改正（IMO 規則実施（III）小委員会）

6 小委員会の報告の取扱

海上安全委員会は、偶数年は春と秋の二回開催されるのに対して、奇数年、即ち総会のある年は、春の一回だけ開催される。一方、小委員会からの期間が短い場合、委員会は、小委員会からの報告事項のうち緊急を要する事項のみを審議し、その他の事項は次回会合で審議することになっていた。委員会は、今後総会がある年には、小委員会からの報告事項の全てを、春の会合で審議することに合意した。

7 次回会合

次回の海上安全委員会（MSC 98）は、2017 年 6 月 7 日から 16 日まで、ロンドンの IMO 本部で開催される予定である。